

佐賀県公立学校職員給与条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十五日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

佐賀県教育委員会規則第一号

佐賀県公立学校職員給与条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則

(趣旨)

第一条 この規則は、佐賀県公立学校職員給与条例（昭和三十二年佐賀県条例第四十四号。以下「条例」という。）第二十三条の三の規定に基づき、市町が処理する事務の範囲について定めるものとする。

(市町が処理する事務の範囲)

第二条 条例第二十三条の三に規定する人事委員会規則に基づく事務であつて別に教育委員会規則で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 扶養手当に関する規則（昭和六十一年佐賀県人事委員会規則第一号。以下この号において「規則」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの
- イ 規則第四条第一項の規定により、規則第三条に規定する届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定すること。
- ロ 規則第五条の規定により、条例第十条第二項の扶養親族たる要件を具備するかどうか及び扶養手当の月額が適当であるかどうかを確認すること。

二 住居手当に関する規則（昭和四十九年佐賀県人事委員会規則第二十七号。

以下この号において「規則」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの

イ 規則第七条第一項の規定により、規則第六条第一項及び第三項の規定

による届出に係る事実を確認し、並びに住居手当の月額を決定し、又は改定すること。

ロ 規則第十条の規定により、条例第十一条の二第一項の職員たる要件を具備するかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを確認すること。

三 通勤手当に関する規則（昭和三十三年佐賀県人事委員会規則第十号。以下この号において「規則」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの
イ 規則第四条第一項の規定により、規則第三条の規定による届出に係る事実を確認し、及び通勤手当の額を決定し、又は改定すること。

ロ 規則第十二条の規定により、条例第十一条の三第一項の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを確認すること。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。